

平成21年第2回

安堵町議会臨時会会議録

平成21年5月28日(木) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 10名

3 欠席議員 5番 吉田忠世、7番 松本正弘

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和对策課長補佐	大 星 義 博	産 業 課 長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水 道 課 長	北 門 康 幸
教 育 次 長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1 号：一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

日程第 4 発議第 1 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例について

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） 皆さんおはようございます。早朝より御苦勞様でございます。

本日の欠席議員は、5番吉田忠世議員と7番松本正弘議員の二人でございます。

欠席届が提出されております。よろしくお願ひ致します。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成21年第2回安堵町議会臨時会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

第2回臨時会を開催致しましたところ御多忙中御出席いただきましてありがとうございます。本日提案させていただいております案件は、職員等の給与に関する条例の一部改正でございます。大略説明致しまして皆様方の御審議をお願いし、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、この一部改正につきましては、一般職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例並びに教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例のそれぞれに該当する6月期の期末手当及び勤勉手当の率を暫定措置として引き下げるものがございます。日本経済は御承知のとおり、昨年より続く景気の悪化により民間企業における夏期一時金が昨年の夏期一時金に比べ大幅に減少することがうかがわれ、民間の状況を公務に反映することが望ましく特別調査が実施され、夏期一時金決定企業の対前年度率はマイナス14.9パーセントであり、すべての企業、従業員ベースではマイナス13.2パーセントの予測値となっております。この状況を受け算出された結果、0.2ヶ月分が凍結され、期末手当については0.15ヶ月分、勤勉手当については0.05ヶ月分を減額するのが妥当であるとの人事院より勧告されております。当町においてもこれを受けまして一般職の職員については6月期の期末手当において現行の1.4ヶ月分を1.25ヶ月分に減額し、勤勉手当においては現況の0.75ヶ月分を0.7ヶ月分

に減額するものでございます。また、常勤の特別職については6月期の期末手当を現行の1.6ヶ月分から1.45ヶ月分に減額するものでございます。なお、6月1日が基準日になるため臨時議会を招集させていただきました。詳細については後程担当より説明致しますので御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い致します。開会に当たりましての挨拶、また、議案説明とさせていただきます。本日はどうも御苦労様です。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
1番、安井 修 議員と、2番、山岡 敏 議員を指名致します。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期決定」について議題と致します。
お諮りします。
本臨時会の会期は、先般の議会運営委員会において本日のみ1日間と内定しております。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。
よって会期は本日のみ1日間に決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 議案第1号：「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明致します。

国におきましては人事院の勧告を受け、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置を講じております。基本的には一般職の職員の給与に関する法律、給与法の適用を受ける公務員の特別給、期末手当、勤勉手当でございます。については、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われました特別給の年間支給月数と合わせることで12月期で支給されるということによってまいりましたが、しかしながら、昨年より続く景気の悪化により民間企業における夏期の一時金が昨年の夏期一時金に比べ大幅に減少することがうかがわれ、民間の状況を公務に反映することが望ましいため、民間企業を対象とした特別調査が実施されております。その結果と致しまして、夏期一時金を支給すると決定した企業の対前年の増減率はマイナス14.9パーセントでございます。しかし、決定企業のうち、減少率の大きいウェートを締めます製造業の従業員が多いことから全企業従業員ベースに置き換えると減少率はマイナス13.2パーセントの予測値がおおむね妥当であるとされております。この状況のままで12月期の期末・勤勉手当において1年分を精算すると大きな減額となる可能性があり、職員に大きな負担を掛けることになるため、6月期の支給において暫定的特例措置が講じられたものでございます。算出方法でございます。期末・勤勉の合計月数2.15、現状でございます。に減少率13.2パーセントを乗じた数に0.05か月単位の調整を行った月数0.25ヶ月分に、今回の措置等あくまでも暫定措置であること等を考慮し、改定幅の最小単位である0.05ヶ月分を差し引いた0.20ヶ月分が凍結分の月数とされたものでございます。この0.2ヶ月分を期末・勤勉の割合に応じて算出し、期末手当を0.15ヶ月分、勤勉手当を0.05ヶ月分として凍結月とするもので、その結果一般職の職員につきましては期末手当について現行の1.4ヶ月を1.25ヶ月分に、勤勉手当においては現行の0.75ヶ月分を0.7ヶ月分に減額されるものでございます。また、再任用職員においても0.1ヶ月分が凍結され、期末手当を0.75ヶ月分から0.7ヶ月分とし、勤勉手当を0.35ヶ月分から0.3ヶ月分に減額されるものでございます。

県の人事委員会勧告におきましても国とほぼ同様の減少率であり、当町においても国、県に準じるものでございます。それでは議案書の新旧対照表を御覧いただきたいと思ます。

一番ケツの方に、最後のページでございます。

今回の改正は先程から申し上げております特例措置であるため、附則において本文中の率を読み替えると…。改正するものでございます。まず、一般職の職員の給与に関する条例であります、一番上段です。附則に第 13 項を追加するもので、一般職の職員の 6 月期の期末手当を「100 分の 140」から「100 分の 125」に減額、勤勉手当を「100 分の 75」から「100 分の 70」に減額と。そして、再任用の職員の 6 月期の期末手当を「100 分の 75」から「100 分の 70」、勤勉手当を「100 分の 35」から「100 分の 30」に減額するものでございます。真ん中でございます。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例におきましては、附則第 4 項を追加し、町長及び副町長の 6 月期の期末手当を「100 分の 160」から「100 分の 145」にそれぞれ減額すると。次に最後の下の表でございます。教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例においては、附則第 3 項を追加し、教育長の 6 月期の期末手当を「100 分の 160」から「100 分の 145」に減額するものでございます。施行につきましては、期日につきましては公布の日からと、そして基準が夏期手当に関しましては 6 月 1 日が基準とするものでございます。以上でございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第 1 号：一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 5 月 28 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

下にありますように、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例。

以上でございます。本文については省略させていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

9 番（田中幹男） はい。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番田中幹男です。

私はこの一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対を致します。その理由ですが、1 点目、内需を一層冷え込ませ不況をより深刻にすることです。財界の要望に応じて造られた労働者派遣法により正規労働者を非正規に置き換え、戦後最強と言われた好景気の中で大企業はバブル期を遥かに越える莫大な利益を得てきました。しかし、その利益は株主への配当や役員報酬、そして溜め込みに使われ、労働者や下請けにはまったく配分をしませんでした。昨年秋から始まった不況では、派遣切りと言われる非正規労働者を切り捨てる。賃上げ要求にもまともに答えず一時金を減らすなど、労働者を犠牲にしております。株主への配当は内部留保を取り崩して維持をしております。パナソニックなどは逆に配当を増やしております。定率減税や高齢者控除の廃止、毎年 2,200 億円もの社会保障費の削減などで国民への負担の増大と給付の削減で、消費の 6 割を占める個人消費は極端なまでに冷え込んでおります。公務員賃金は、公務員準拠の労働者や家族を含め、2,000 万人に直接影響を与えます。一時金をカットすることは公務員労働者の生活を直撃し、消費を一層冷え込ませることになると思います。この間、発表された GDP 今年の 1 月、3 月期の国内総生産は、日本は 15.2 パーセントの減を記録し、不況の基と言われるアメリカでさえ 6.1 パーセント減、ユーロ圏でも 10 パーセント弱に留まっているのに対し、日本の数字は際立っております。大企業に対して派遣切りを止めさせ、雇用を守れ、賃下げでなく時給千円以上など好景気の中で溜め込んだ内部留保を労働者に還元するよう強力に指導する。そして毎年 2,200 億円削減し続けてきた社会保障費を元に戻すなど内需を拡大することが今行政に求められていると思います。

第 2 の理由は、一時金のカットを勧告した人事院の行為は自らの存在を否定する自殺行為だということでもあります。そもそも人事院は公務員労働者の労働基本権剥奪の代償措置として設置された機関であります。その人事院が公務員労働者の利益を守る立場を投げ捨て、不利益を勧告したのであります。昨年 8 月の勧告でも春闘共闘の 2.08 パーセント 6,720 円、連合の 1.88 パーセント 5,523 円、経団連の大手 1.95 パーセント 6,271 円、中小 1.65 パーセント 4,199 円という賃上げ結果を無視して賃上げを昨年は見送っております。2 年連続して公務員労働者の要求に応えるのではなく、政府や財界の意向に沿った勧告をしております。

第3に、これまで5月に民間調査、8月勧告という慣行を無視し、4月に民間調査を行い、5月早々に勧告を出しております。加えて通常は11,000企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送による調査をただけでサンプル数が極端に少ない訳です。一時金を決定した企業も1割しかありません。5月25日の衆議院総務委員会で我が党の塩川議員が、調査がずさんだと指摘したのに対し、人事院総裁も全体を反映したかと言えば「そうではない」と答弁をしております。6月の一時金支給に合わせようと政府や行政当局の対応は迅速です。これまで労働者にとって不満足な勧告でさえ、凍結やねぎりを行ってきた政府や行政当局が労働者いじめの先頭を切ることは断じて許すことはできません。内容に今回の一時金カットが公務員労働者の生活設計を狂わせ、労働意欲を減退させるということであり、労働者は経済的な安定が無ければ働く意欲をそがれます。職員に明るく働きがいのある職場を提供してこそ住民に喜ばれる行政ができると考えます。これらのことから私は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対を致します。

職員が希望を持って働くことができる環境を守るためにも、どうか皆さん議員各位がこの議案に反対されることを強く要望し、私の発言を終わります。

議長（吉田宏至） 他にありませんか。

議長（吉田宏至） これで討論を終わります。

議長（吉田宏至） これより議案第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第4 発議第1号：「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案について趣旨説明を求めます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

（山岡議員登壇）

2 番（山岡 敏） 只今職員特別職等の期末手当の引き下げが可決されました。

したがって議員としても当然職員の痛みを分かち合うためにも議員発議を行います。

内容は議員報酬に関する条例について特別職等の引き下げに順じ、平成 21 年 6 月に支給される期末手当の支給について「100 分の 160」から「100 分の 145」とするものであります。

それでは発議第 1 号を朗読致します。

発議第 1 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 20 年 9 月安堵町条例第 13 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 5 月 28 日提出

安堵町議会議員 吉田忠世、山岡敏

内容につきましては、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 20 年 9 月安堵町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

「附則」を「附則第 1 項」とし、附則に次の 1 項を加える。

2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 7 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書き中「「100 分の 160」と、」とあるのは、「「100 分の 145」と、」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。皆様方の御賛同よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより発議第1号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

.....

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成21年第2回安堵町議会臨時会を閉会します。
御疲れ様でございました。ありがとうございます。

閉 会

.....

午前10時25分

.....